

燕市職員定数条例の一部改正について

燕市職員定数条例（平成18年燕市条例第32号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

燕市長 佐 野 大 輔

記

燕市職員定数条例の一部を改正する条例

燕市職員定数条例(平成18年燕市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「540人」を「560人」に改め、同条第3号中「75人」を「65人」に改める。

第4条第6号中「自己啓発」を「自己啓発等」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。